

船丸商店高級船員公暇給與規程制定

若松市海岸通所在株式會社船丸商店にありては、海員協會多年の要望たる社外船高等海員有給休暇實施促進運動に對する海員協會若松支部の要求を容れ、^今「船員公暇給與規程」別紙の通り制定三月一日より所有船六隻に實施することとなつた。

船員公暇給與規程

- 第一條 社船ニ於テ勤続三年以上ノ高級船員ニ對シ公暇ヲ給與ス但シ社命轉船ニ要シタル下船日數ハ之ヲ勤務日數ニ算入ス
- 第二條 公暇期間ハ勤続三ヶ年ニ對シ一ヶ月トシ以上一ヶ年ヲ加フル毎二十日間ヲ増給シ全期間二ヶ月ニ至リテ止ム
- 第三條 公暇期間中ノ休日祭日及旅行ニ要シタル日數ハ總テ之ヲ公暇期間中ニ算入ス
- 第四條 公暇期間中ハ各自俸給ノ全額ヲ支給ス但シ旅費及食費ハ支給セズ
- 第五條 公暇ハ分割給與ヲ許サス但シ會社ノ都合ニヨリ公暇ヲ中絶シ乗船ヲ命スルコトアル可シ此ノ場合ニ於ケル公暇ノ残余日數ハ中絶事由ノ止ミタルトキ直チニ之ヲ給與ス
- 第六條 公暇ヲ受ケントスルトキハ船長ヲ經テ豫メ會社ニ届出テ其